

業務指示書

モンゴル国鉱物資源セクター人材育成プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者となります。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者となります。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査の加付コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の項目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉱業政策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／鉱業政策（2号））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉱業政策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 投資促進（3号）】

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.056 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカ－オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/鉱業政策(2号)

投資促進(3号)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.80 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月13日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
モンゴル国鉱物資源セクター人材育成プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/鉱業政策 (2号)	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 投資促進 (3号)	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1 プロジェクトの背景

モンゴルにおいて鉱業は、GDPの18.5%、輸出額の81.8%を占め、国家財政に大きな影響を与える極めて重要な産業である。近年では大規模な石炭鉱山や銅鉱山の開発も進められており、引き続き鉱業がモンゴル経済において重要な位置を占めることが予想され、その国際競争力の強化はモンゴル国経済の国際競争力の強化に直結している。一方、内陸国であることから、鉱石輸出・輸送の方法・仕向地は限定されており、鉱物資源価格の変動による影響を受けやすく、国家経済を不安定化させる要因にもなっている。安定した経済運営のためには、これら鉱物資源価格の変動も踏まえた国家財政管理・関連産業の振興等を含む適切な経済・財政政策が施されるべきであるが、モンゴル政府においては、係る政策の立案能力が不十分である。このような背景から世界の鉱業ビジネスの動向、鉱山経営のあり方、鉱物資源価格の動向等を注視しながら、一貫して適切な政策を立案する能力が求められている。

かかる状況下、モンゴル鉱業省より関連の活動を含む「鉱業分野投資環境改善能力強化プロジェクト」が要請された。同要請を踏まえ、2015年10月のモンゴル鉱業省との協議の結果、実施中の技術協力プロジェクト「鉱物資源セクター人材育成プロジェクト」において、要請のあった活動についても追加的に実施する旨合意した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

鉱物資源セクター人材育成プロジェクト

(2) 上位目標

モンゴルにおいて持続可能な鉱物資源開発が促進される

(3) プロジェクト目標

鉱床環境に配慮した鉱山開発のための人材が育成される

(4) 期待される成果

- ・ 鉱物資源の重要性と背景が理解される
- ・ 効率的な鉱物資源開発に必要な知識・技術が習得される
- ・ 資源開発にともなう環境・リサイクル・保安に関する技術・法規が理解される
- ・ 資源開発・利用手法の理解と計画策定能力が向上する
- ・ 正確かつ適切な情報に基づく、鉱業投資環境の国際競争力強化のための政策立案能力が向上する
- ・ 資源開発関係者に対して、個別テーマの現地ワークショップが開催され、モンゴル資源開発の促進に貢献する

(5) 活動

< 1. 本邦研修を通じ、下記項目の知見にかかる能力開発を行う。 >

- 1-1 鉱物資源開発・利用の重要性とその背景（国際経済、鉱物資源の需給展望、資源開発の歴史等）

- 1-2 効率的な鉱物資源開発に必要な知識・技術（資源開発の流れ、資源開発に必要な探査・採鉱・選鉱・製錬技術等）
- 1-3 資源開発にともなう環境・リサイクル・保安に関する技術・法規（鉱害の歴史・克服のための技術及び法制度、金属資源含有廃棄物と環境汚染対策、資源リサイクル技術と促進法制、保安維持のための技術及び法制度等）
- 1-4 資源開発・利用手法の理解と計画策定能力の向上（資源開発の所要費用算定・経済性評価、資源開発プロジェクト評価、資源開発の資金調達、環境影響評価等）
- <2. 研修のフォローアップとして、資源開発関係者を対象とした現地ワークショップを開催する。>
- <3. 鉱業投資環境の国際競争力強化のための、正確かつ適切な情報に基づく政策立案能力の向上を目的とし、モンゴルの研究者の本邦招聘及び日本のリソースパーソンのモンゴル派遣、日モンゴル共同の調査・研究を行う。>

(6) 対象地域

モンゴル国全土

(7) 関係官庁・機関

鉱業省、モンゴル国立大学等

3 業務の目的

モンゴルにおいて、資源の世界情勢や政権の動きに過大な影響を受けず、国家経済の安定・発展を図るために正確かつ適切な情報に基づく政策を立案する機能及び人材が強化・育成されることを本業務の目的とする。また、これを通じ、同国における鉱業分野の投資環境の国際競争力が向上し、資源収入を適切に管理し戦略的かつ持続的な鉱業開発投資が実現することを期待する。

具体的には、投資家の視点に立った世界の鉱業開発及び国際鉱物資源市場の動向の把握、FDI 条件や鉱業関連税制等の国際的潮流などの調査分析、その結果に基づく実務的な政策・施策の提言を政策決定者に向けて分かり易く発信する機能の強化を目指す。なお、これまでの IMF や WB その他のドナー等の協力の経験、及びモンゴルにおける既存の官民のシンクタンクの実態やその機能との重複を回避する必要性を踏まえ、鉱業分野に特化した活動とする。

4 業務の範囲

本業務は、JICA が 2012 年 6 月 25 日に鉱業省と締結した R/D (Record of Discussions)、及び 2015 年 10 月 29 日に締結した M/M (Minutes of Meetings) に基づいて実施される「鉱物資源セクター人材育成プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.

業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトにおける本業務の位置づけ

本業務は、「2 プロジェクトの概要」にて説明のプロジェクトの活動のうち、3のみを実施する。1, 2についてはすでに実施済みもしくは実施中の活動であり、本業務の対象外となるが、以下に述べるように1, 2と連携を図った活動を行うよう留意すること。

(2) 調査・研究テーマの協議・決定からの段階的な業務の実施

本業務においては、業務の目的を達成するため複数の調査・研究を段階的に実施する計画である。これまで、JICA は現地出張を通じてモンゴル鉱業分野の現況について調査し、モンゴル側と協議の上、鉱業投資環境改善のために必要となる優先的な調査・研究トピックを定めてきたが、具体的な調査・研究テーマに関しては、モンゴル側・本邦有識者間での対面での協議が不可欠である。したがって、具体的な調査・研究テーマについては、本業務の初期段階において協議・調整を行う。さらに、扱う調査・研究テーマによってその後の業務管理計画が異なってくることから、以下の通り、段階的に業務を実施する。

第1フェーズ： 2016年5月～2016年9月頃

モンゴル側 C/P 本邦招聘の検討・実施、調査・研究計画立案

第2フェーズ： 2016年10月～2020年2月頃

調査・研究計画に基づく活動の実施

第1フェーズの終了時点において、それ以降の業務内容の変更の有無等について JICA と確認を行い、必要な場合は契約変更等の手続きを行う。また、第2フェーズにおいては、業務の進捗が第1フェーズで決定した方向性に沿うものとなるよう監理するとともに、修正の必要が生じた場合は適宜 JICA に提言を行う。

(3) 現地再委託調査の実施

本業務は、鉱業投資環境の国際競争力強化のための政策立案能力の向上を目的とするものであり、調査・研究活動とそこから得られる示唆の政策への反映がその根幹となる。上位目標達成のためには、本業務終了後も、調査・研究活動に基づく政策的示唆が政策に反映される仕組みを継続させることが重要であり、そのためには、モンゴルにおいて鉱業及び経済学の双方に精通し、高度な分析能力を持つ機関や有識者を活用することが有効かつ効率的である。したがって、本業務における調査・研究活動については、モンゴル国内の調査・研究機関への現地再委託を行う。

(4) 民間組織を含む他機関との連携の支援

本プロジェクトは、鉱業省及びその他関連機関をメイン C/P としてコーディネートすることで合意しているものの、モンゴル大蔵省、国税庁、中央銀行や、大学・研究機関等、鉱業投資環境に関連する他機関と密に情報交換と協調を行う必要がある。例えば、鉱業省傘下の国営企業であるエルデネスモンゴル社では、マーケティングやそれに基づく国際競争力強化のための経営戦略立案を目的とし、社内に経済研究所を設立する動きがある。ただし、本プロジェクトにおいては、上記他機関との連携は主に鉱業省が担うこととしているため、本業務では、その補助、及び本邦大学や研究機関等との橋渡しを必要に応じて行う。

(5) 本邦長期研修員とのコミュニケーション

本契約外において、本プロジェクトでは鉱業省及び国営企業を対象とした長期研修（「資源の絆プログラム」）を、また本プロジェクト外でもモンゴル国立大学及びモンゴル科学技術大学を対象とした同研修を実施している。2014年3月に鉱業省から1名、2015年3月にエルデネスモンゴル社から1名、2015年9月に鉱業省、オユトルゴイ社、モンゴル科学技術大学からそれぞれ1名ずつ来日し、研修を受けている。本契約においては、必要に応じ、彼らの本契約内の活動への参加を通じた長期研修との相乗効果が発揮されるものとなるよう留意すること。

(6) 広報活動

本業務は、国内外に成果を発信するべきものであるため、適時の広報活動を JICA と相談しながら行うこと。SNS やパンフレット配布、現地・我が国の新聞やテレビ等へのプレスリリース、国際機関の報告書への寄稿等による広報を想定しているため、各種媒体で使用できるよう、定期的に活動の状況を写真や映像、学術的な記録（映像や学術的記録は必要に応じ）に残すこと。なお、撮影した写真や映像、記録の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(7) 既往案件の成果の活用

モンゴルの鉱業分野においては、「モンゴル国石炭開発利用マスタープラン調査（2013年）」や「モンゴル国銅産業分野情報収集・確認調査（2014年）」等、既往案件が多数あるため、それらの内容・成果を十分に踏まえた活動とすること。特に、「モンゴル国銅産業分野情報収集・確認調査（2014年）」の章立ては、経済学的な分析を中心とし、本業務で想定する各調査・研究項目を含んでいるため、計画段階を含む調査・研究活動について関係者と協議する際の重要な参考資料とすること。

6 業務の内容

本業務については以下の通り想定しているが、プロジェクト目標達成のために

変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由と共にプロポーザルで提案すること。

【第1フェーズ】

(1) 本邦招聘の検討・実施

調査・研究テーマ及びワーク・プラン作成のための協議や意見交換を目的とし、モンゴル側有識者の本邦招聘の計画・実施を行う。詳細については別添1「招聘にかかる業務内容について」を参照のこと。業務の実施に当たっては、別添2「招聘にかかる経費の扱いについて」に基づく必要経費の積算の他、プロポーザルで招聘プログラム内容を提案すること。なお、第1フェーズにおいては、本邦招聘は1回の実施を想定している。また、モンゴル国立大学経済研究所（ERI）のマネジメントレベルから、実務レベル、ERIが指名する関連機関の人材、鉱業省のマネジメントレベル等を含む計8名程度の研究者・行政官候補者を対象とした1週間のプログラムを想定していることから、これを基に積算を行うこと。

プログラムの内容について現時点では、

- ・ 日本側関係者との意見交換と協議
- ・ 関連機関の訪問と表敬

を想定しているが、コンサルタントによるプログラム案の提示後、JICAのコメント・指示を踏まえ実際のプログラムアレンジを進めること。

なお、本邦招聘を通じ、以下(2)、(3)で述べるワーク・プランや現地再委託業務のTOR（案）について、概ね合意が得られるよう留意すること。

(2) ワーク・プランの作成・協議及び調整

上記の実施方針と留意点を踏まえ、本業務で実施する具体的な調査・研究テーマ及び工程計画等を、(1)の本邦招聘等における日モンゴル有識者、本邦有識者、JICAとの議論を基に作成し、ワーク・プラン（案）（英文）に取りまとめる。

同プラン（案）を基に、調査・研究計画の全体像を共有し、モンゴル側・日本側関係者との協議、意見交換を行う。上記協議を踏まえ、同プラン（案）の修正版をワーク・プランとして取りまとめ、関係者間で合意する。

(3) 現地再委託業務のTOR（案）の作成

5.(3)に記載の理由から、本プロジェクトにおいて実施する調査・研究は、モンゴルの調査・研究機関への現地再委託を行う。同再委託業務のTOR（案）を、(1)における関係者との議論や、ワーク・プランとの整合性に留意して作成し、JICAの確認を取る。なお、モンゴル側とJICAの間では、主な調査・研究トピックについて以下①～④の通り合意しているため、TOR（案）はこれらに沿ったものとする。

- ① 国外の鉱業関連企業の動向等の情報の収集、及びモンゴル政府・企業

への提供

- ② 鉱物資源の国際市場の動向把握とモンゴルが産出可能性を有する鉱種の需要の分析・予測、及び①に基づく鉱山開発戦略の提言
- ③ 資源税制（政府が操業者に対しどのような税制を課しているか。鉱種により異なる契約形態にも留意。）の国際潮流の把握と分析や、FDI条件の国際潮流の把握と分析、保安・環境に関する国際標準の最新状況の把握と分析、それらを踏まえた、投資環境整備及び鉱山操業規制等に係る政府への助言
- ④ 戦略的かつ持続的な鉱業開発に資する適切な資源収入管理及び適正な再投資に関する政策助言

(4) 第2フェーズ計画の協議・作成

① ワーキングチームの結成

第2フェーズにおける調査・研究が円滑に実施されるよう、日モンゴルの有識者及び JICA から構成されるワーキングチームを結成し、各々の役割について合意する。なお、これまでのモンゴル側と JICA との協議では、モンゴル側の役割について、

- ・ 調査・研究の実施はモンゴルにおける調査・研究機関が中心となる
- ・ 鉱業省が同調査・研究結果を政策立案に活用する
- ・ 行政側の関連機関（他の関連省庁・機関等）との調整は鉱業省が行う
- ・ 調査・研究に必要な調整は、モンゴルにおける調査・研究機関が保有するネットワークを駆使して行う

ことについて確認している。しかしながら、実際に本件に関わるメンバー、及び日本側有識者の関わり方や、JICA を交えた定期ミーティングの開催の仕方や頻度等、具体的なプロジェクト運営の体制構築が必要であるため、(1)等の機会を十分に活用し、同体制を提案し、JICA を含む日モンゴル間で合意する。

② 第2フェーズ計画の作成

(1)~(4)に基づき、第2フェーズ計画を作成し、JICA と合意する。

【第2フェーズ】

(5) 第2フェーズ計画に基づく活動の実施

第2フェーズにおいては、第1フェーズでの合意に基づき、調査・研究を実施する。現時点では、1年間を一区切りとし、各年2~3件程度の調査・研究の実施を想定している。コンサルタントは、再委託先の選定・契約、同契約に基づく調査・研究内容の監理、ワーキングチームメンバーからの助言取付け、レポート取りまとめの指示及び指導等を行う。具体的な業務は以下の通り。

① 再委託調査の実施

第1フェーズにおいて定めたテーマ、仕様に基づき、JICAと協議の上、調査・研究機関の選定、調査委託契約の締結を行う。なお、本業務の目的を踏まえ、再委託契約の実施に当たっては、十分に高い調査能力を有する機関の選定を行うよう留意するとともに、実際の調査実施に当たっても、ワーキングチームメンバーからのコメントを反映できるよう仕様の作成に当たっては十分留意すること。また、ワーキングチームメンバーは、各調査・研究テーマに応じ最適となるように、必要に応じ柔軟に変更すること。

② 調査・研究レポートのとりまとめ

調査・研究の進捗に応じ、ワーキングチームメンバーからの意見を十分に聴取し、同意見を踏まえ、再委託調査への反映を行うこと。調査結果のレポート取りまとめにおいては、十分な質を確保したレポートとなるよう再委託先への指示・指導を行うこと。

③ 本邦招聘の検討・実施

調査・研究の進捗報告及び意見交換、ワーク・プランの修正、新規調査・研究テーマに係る協議等を目的とし、モンゴル側ワーキングチームメンバーの本邦招聘の計画・実施を行う。業務の実施に当たっては、別添2「招聘にかかる経費の扱いについて」に基づく必要経費の積算の他、プロポーザルで招聘プログラム内容を提案すること。なお、第2フェーズにおいては、本邦招聘は各年1回、計3回の実施を想定している。第1フェーズと同様に、モンゴル国立大学 ERI のマネジメントレベルから、実務レベル、ERI が指名する関連機関の人材、鉱業省のマネジメントレベル等を含む計8名程度の研究者・行政官を対象とした各1週間のプログラムを想定していることから、これを基に積算を行うこと。

④ 現地報告会・ワークショップの実施

調査・研究がまとまった段階で同結果について周知を行うべく、現地報告会・ワークショップの実施を行う。同報告会・ワークショップの開催に当たっては、鉱業及び経済関係機関に広く案内を行い参加を募ること。現時点では、年1回程度、計4回の実施を想定している。

⑤ Working Group 会議開催の補助

プロジェクトの進捗状況を確認するため、鉱業省、モンゴル国立大学 ERI、JICA 等が構成員となる Working Group 会議をモンゴルにおいて最低年1回開催し、本業務（成果3）の進捗状況を確認（成果の発表を含む）し、今後の方針について協議を行う。

【第1・第2フェーズ共通】

(1) 業務進捗報告書の作成

2018年2月末までの活動について業務進捗報告書として取りまとめ、Working Group 会議で報告する。

(2) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。
同報告書は、Working Group 会議で報告する。

7 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書とし、技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	2016 年 9 月上旬	英文：5 部
業務進捗報告書	2018 年 3 月上旬	和文：3 部 英文：5 部 CD-R：3 枚
プロジェクト業務完了報告書	2020 年 2 月下旬	和文：3 部 英文：10 部 CD-R：3 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ワーク・プラン記載項目（案）
 - プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
 - プロジェクト実施の基本方針
 - プロジェクト実施の具体的方法
 - プロジェクト実施体制（Working Group の体制等を含む）
 - 業務フローチャート
 - 要員計画
 - 先方実施機関便宜供与負担事項
 - その他必要事項
- プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- プロジェクト目標の達成度
- 上位目標の達成に向けての提言
- 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
 - ◇ 業務フローチャート
 - ◇ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ◇ Working Group 会議議事録等
 - ◇ 各調査・研究レポートの要旨
 - ◇ その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。

【第1フェーズ】

- ・ ワーク・プラン
- ・ 現地再委託業務の TOR（案）

【第2フェーズ】

- ・ 各調査・研究レポート

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 活動に関する写真
- 業務フローチャート

(4) その他・JICA への提出物

- ① 議事録等：プロジェクト計画や実施体制に関し、C/P 等と重要な協議を実施した際には、議事録を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に速やかに提出する。
- ② C/P 等への提出文書は、その写しを JICA へ速やかに送付する。
- ③ その他：以上の他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについて提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1 業務工程計画

2016年5月下旬に開始し、期間は約46ヵ月とする。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約21.17M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由とともに、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 総括/鉱業政策（2号）
- 投資促進（3号）
- 資源需給・市場分析
- 公共財政管理

3 対象国の便宜供与

- カウンターパートの配置
- 事務所スペースの提供

4 閲覧資料／配布資料

(1) 閲覧資料

以下資料が、当機構図書館のウェブサイト (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) で入手可能。

- ・モンゴル国石炭開発利用マスタープラン調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/667/667/667_115_12145918.html)
- ・モンゴル国銅産業分野情報収集・確認調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/669/669/669_115_12183042.html)

(2) 配布資料

- ・モンゴル案件形成時関連資料

5 現地再委託

本業務における調査・研究については、上述の通り、モンゴルにおける調査・研究機関への現地再委託を行う。それ以外にも、プロポーザルにて提案を行うことは可能。その場合の費用は、本見積りで計上すること。

6 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、

年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとする。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上